

しつこい勧誘電話に困っていませんか？ ～再勧誘は法律違反です～

<相談事例1>

魚介類購入の勧誘電話が定期的にかかってくる。
そのたびに断っているが、何度も電話がかかってくるので迷惑だ。
(70歳代 女性)

<相談事例2>

インターネットのプロバイダを変更すると、プロバイダ料が無料になると電話が何度もあった。あまりにしつこいので了承したが、現在のプロバイダ契約を解約するのに解約料がかかるようなのでやめたい。
(80歳代 男性)



<再勧誘の禁止>

はっきりと断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは
特定商取引法 で **禁止** されています。

「はっきり断る」とは、具体的に意思を相手に伝えることです！



- いりません
- 興味がありません
- 契約するつもりはありません
- × 今忙しいので、後にしてください
- × 家族に相談します
- × 考えておきます

お・こ・と・わ・り！

アドバイス

△ しつこい業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。

△ 断るときは、事業者名・連絡先等を聞いたうえで「いりません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。

△ 留守番電話や迷惑電話対策機能を利用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも対策として有効です。

✦ 困ったときは、ひとりで悩まず **消費生活センター** に **ご相談** ください ✦

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎ 641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、
消費生活センター ☎861-0999 へご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



まもりん